

しすい

編集・発行/酒々井町議会

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11 ☎043-496-1171

<http://www.town.shisui.chiba.jp/contents/gikai/>



議員自治研修会



詳細については12ページ

9月定例会のあらまし

9月定例会は9月15日から8日間の会期で開きました。
町長より議案9件、議員より議案2件が提出され、審議した結果、うち9件がそれぞれ原案のとおり可決・承認されました(2件は継続審査)。
一般質問は11名の議員が、2日間にわたり行いました。



9月定例会

平成17年度各会計補正予算を可決・・・P2

決算審査特別委員会を設置・・・・・・・・・・P4

町政を問う 議員11名が一般質問・・・P5~P11

決算に関する2議案は継続審査

各会計補正予算6議案などを可決



伊篠新田地区に通じる町道の拡幅工事(上岩橋地先)

平成17年9月議会で可決・承認された議案は次のとおりです。

◆専決処分の承認について

平成17年8月8日に衆議院が解散したことに伴い、9月11日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行する必要が生じたことにより、これらの経費に係る予算を補正したので、その承認を求めるもの。

一般会計

◆一般会計補正予算(第3号)

補正の主な内容は、町道の交通安全施設並びに補修などの維持管理に係る工事費、南部地区都市計画直しに係る都市計画道路原案作成業務等の委託費、平成16年度決算額の確定に伴う一般会計・特別会計間の繰入れ繰出し、普通交付税、及び臨時財政対策債等の確定に伴うものです。

特別会計

◆国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

◆下水道事業特別会計補正予算(第1号)

◆老人保健特別会計補正予算(第1号)

◆老人保健特別会計補正予算(第1号)

◆学校給食センター事業特別会計補正予算(第2号)
◆介護保険特別会計補正予算(第1号)

各特別会計の補正予算の主な内容は、平成16年度決算額の確定に伴うものです。

◆議員派遣の件

次のとおり議員を派遣することを決定しました。

印旛郡町村議会議員
自治研修会

目的 議会及び議員活動の研さんを積むため。

派遣場所 印旛郡本埜村

期間 平成17年10月14日

派遣議員 菊地議員、永井議員、

平澤議員、越川議員、木村議員、

江澤議員、秋本議員、原 議員、

竹尾議員、森本議員、山口議員、

篠原議員、石渡議員、地福議員、

小早稲議員、岩澤議員

(高崎議長は、議長として出席しますので、派遣議員には名前が入っていません。)

平成17年度 補正予算額

(単位：千円)

会計名	補正後	補正額	補正前
一般会計	5,203,617	105,531	※5,098,086
国民健康保険	1,589,363	95,524	1,493,839
下水道事業	442,499	8,003	434,496
老人保健	995,729	12,200	983,529
学校給食センター事業	183,357	1,480	181,877
介護保険	734,069	27,921	706,148

特別会計

(※専決処分した額を含む)

綿貫町長より公共施設におけるアスベスト使用状況調査の結果及びその対応について行政報告がありました。

昨今、事業所等でのアスベスト被害が社会問題化していることから、町民の皆様の安全対策に万全を期すため、7月下旬から8月上旬にかけて、アスベスト含有吹き付け材の使用が禁止される前に建設された9つの非木造の町内公共施設（役場、中央公民館、保健センター、岩橋保育園、給食センター、コミュニティプラザ、各小中学校）における吹き付けアスベストの使用状況を目視及び設計図書等で確認したところ、役場中央庁舎、中央公民館、大室台小学校体育館、酒々井中学校本棟の4施設の一部でアスベストが混入している可能性が確認されました。至急、それらの天井からサンプルを採取し、専門機関によるアスベスト含有率などの分析調査を依頼しましたが、大室台小学校体育館については、設計図書に天井部分の鉄骨の耐火被覆として「石綿吹付」と明記され、



大室台小学校体育館天上囲い込み工事

その一部が不安定な状態であることから、分析調査の結果を待たずに早急な対応が必要であると判断し、粉じんが飛散しない状態に囲い込む工事を予備費を充用し実施することにいたしました。工期については、9月5日から9月28日までを予定しており、この期間は体育館が使用できなくなりますので、大室台小学校の保護者や体育館を利用するスポーツ団体等へは学校、担当課を通じて連絡をいたしました。なお、その他の3施設については、現状では天井部分の表面は固着化され、粉じんが飛散しているとは見受けられないため、分析調査の結果を待つて対応することにはしたいと考えております。

議案と議決結果（町長提出のもの）

番号	件名	付託委員会	本会議の議決結果
1	専決処分の承認を求めることについて	なし	原案承認 ◎
2	平成16年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について	決算審査特別委員会	閉会中の継続審査
3	平成16年度酒々井町水道事業会計決算の認定について	決算審査特別委員会	閉会中の継続審査
4	平成17年度酒々井町一般会計補正予算（第3号）	(※)	原案可決 ○
5	平成17年度酒々井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	教育民生	原案可決 ◎
6	平成17年度酒々井町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	経済建設	原案可決 ◎
7	平成17年度酒々井町老人保健特別会計補正予算（第1号）	教育民生	原案可決 ◎
8	平成17年度酒々井町学校給食センター事業特別会計補正予算（第2号）	教育民生	原案可決 ◎
9	平成17年度酒々井町介護保険特別会計補正予算（第1号）	教育民生	原案可決 ○

◎は全員賛成、○は賛成多数、×は賛成少数です。

(※)は総務・教育民生・経済建設の各常任委員会に担当分野を付託しています。

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

任期満了に伴い、選挙を行った結果、次のとおり委員4名、補充員4名が決まりました。

選挙管理委員会委員

- 大宮 政雄氏（酒々井）
- 川崎富美子氏（中央台）
- 福田 孝男氏（上岩橋）
- 高崎 輝夫氏（墨）

選挙管理委員会委員補充員

- 越川 勝氏（本佐倉）
- 岡 恭子氏（東酒々井）
- 安田 文雄氏（馬橋）
- 小林 静江氏（東酒々井）



平成16年度 各会計決算の状況

(単位：千円)

区 分	平成16年度		平成15年度		
	歳入	歳出	歳入	歳出	
一般会計	5,937,772	5,761,375	5,959,144	5,744,920	
国民健康保険特別会計	1,528,367	1,336,791	1,447,985	1,326,252	
下水道事業特別会計	474,296	453,293	460,973	460,275	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	27,259	26,776	22,545	18,259	
老人保健特別会計	1,095,417	1,094,667	1,144,802	1,080,300	
学校給食センター事業特別会計	185,440	181,998	205,330	202,429	
介護保険特別会計	689,271	658,435	621,424	599,476	
水道事業会計	収益的収入及び支出	525,491	462,439	525,464	476,727
	資本的収入及び支出	24,441	196,032	34,941	212,828

決算に関する2議案は決算審査特別委員会を設置し、継続審査とするようになりました。

◆平成16年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定
 ◆平成16年度酒々井町水道事業会計決算の認定
 9月定例会に上程された決算関係の2議案は、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定

しました。
 なお、委員の構成は次のとおりです。

委員長	森本 一美
副委員長	地福美枝子
委員	永井 昭勝
委員	平澤 眞一
委員	江澤 眞一
委員	篠原 岩雄

審査状況については、次号でお知らせします。

議案と議決結果 (議員提出のもの)

◎は全員賛成、○は賛成多数、×は賛成少数です

番号	件 名	本会議の審議結果	
1	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	採 択	◎
2	国における平成18年度教育予算拡充に関する意見書の提出について	採 択	◎

請願の審議結果

◎は全員賛成、○は賛成多数、×は賛成少数です

請願番号	件 名	請願者	付託委員会	本会議の審議結果	
請 願 第3号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書	義務教育費国庫負担制度を守る千葉県連絡会会長 安藤昭雄	教育民生	採 択	◎
請 願 第4号	「国における平成18年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書	千葉県教職員組合印旛支部支部長 由谷光路	教育民生	採 択	◎

反対討論

竹尾忠雄議員 平成17年度一般会計補正予算について反対の立場で討論を行う。

引地修一議員 平成17年度一般会計補正予算について反対の立場で討論を行う。

土木費、都市計画総務費の南部地区都市計画見直し業務委託については、まだ、事業の内容について非常に不透明なところがある。3月と今議会の初日に南部地区産業団地についての説明を受けましたが、なによりも地元関係者の意見が整わない中で、補正予算を計上することは問題があるのではないか、と思う。南部地区開発に関する調査委託はこれまで何度も行ってきたおり、2千万円余りかけてきた調査が無用となってしまうと思われる。やはり、もつと内容が煮詰まった上、地元の皆さんの意向も十分把握した上で予算計上しても間に合う予算であり、財政的にも限られた予算の中で予算計上するには、慎重に見極める必要があると考えますので、今回提出のありました一般会計補正予算の中の業務委託について反対する。

私も南部地区都市計画見直し業務委託の625万円の補正予算については、時期尚早であり反対である。一般質問で南部地区産業団地に年間2千万人の来客者があるということ、いろいろと詳細をお聞きしたので、まだ、漠とした段階であり、何も定まっていない段階である。商工観光課で南部地域開発条件調査の予算も計上されており、今回については竹尾議員と同様に、この部分の補正予算について反対する。



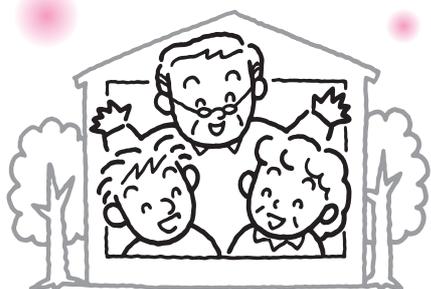
町の考え

そこが知りたい

一般質問は、町の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし見解を求めるものです。

9月定例会の一般質問は、21日と22日の2日間に11名の議員が、今後のまちづくり、酒々井南部地区産業団地など、行政全般にわたり今後の対応策などについて、活発な質問を行いました。

「議会だより しすい」に掲載されている内容は紙面の都合上、要点のみとなっています。詳細については、町立図書館（プリミエール酒々井内）で会議録をご覧ください。9月定例会の会議録は、12月中旬以降、閲覧することができます。



問

酒々井IC供用開始はいつ頃か

答

県では5年後を大きな目標として整備を進める予定である

木村 亨 議員

問 酒々井インターチェンジ（IC）と南部地区産業団地について、しすいを代表して、次の点を伺う。

1、県では平成17年度新規事業として酒々井ICの調査費が計上されているが、県などの関係機関との協議状況について伺う。また、開設時期や事業計画のスケジュール、地元対策としての地元説明会など、今後の見通しについても併せて伺う。

2、南部地区産業団地については、年間2,000万人もの来客者を見込まれる中、酒々井ICからの交通アクセス、地区内外のインフラ整備、事業費等の問題があるが、現状と今後の見通しについて伺う。

町長 1、現在、インターの形状や接続道路の計画の策定等、事前の調整が進んでおり、県事業として、調査・測量・設計等が進められることとなっている。また、年内にこれらの業務を進めていくための地元説明会が開催される予定である。県では5年後の供用開始を大きな目標としてお

り、来年度から用地買収に着手し、整備を進めるということである。

2、南部地区開発条件調査を実施しながら、都市再生機構と県関係各課と事業化に向けた協議を進めている。

今後の見通しとして、インターの供用開始、土地区画整理事業の概成及び必要となる関連公共施設整備を行いたいと考えている。

国保被保険者証のカード化について

問 家族の中で誰に、いつ、どこで、何が起こるかわからない。いつも被保険者証カードを携帯していれば安心であり便利である。家族一人ひとりに1枚ずつ交付される国民健康保険被保険者証のカード化について、町の考えを伺う。

町長 国民健康保険法施行規則の改正により、準備が整った被保険者から順次変更することとなっているので、国保運営協議会の意見や近隣市町村の状況等を参考としながら、カード化に向け検討していきたい。

問 酒々井南部地区 上下水道は確保されているのか

答 ともに対応できるようなようになっている

引地修一 議員

問 酒々井南部地区（飯積地区）企業誘致について、次の点について伺う。
1、年間2,000万人の来客者があるといいますが、果たしてそのような数字が可能なかどうか、見通しについて。
2、施設の水道、下水道、ごみ処理はどのようにするのか。1日最大41,000台の車両対策も必要ではないか。

町長 2、水道は町水道事業の給水区域であるので町営水道となる。下水道は印旛沼流域下水道の事業認可計画に排水量を確保してある。ごみ処理は法律に基づいた処理となるため、今後関係機関と協議していく。

商工観光課長 1、施設はショッピングセンターのみならず、生産・流通・消費・娯楽・文化創造の複合型の施設であることから可能ではないかと考える。

手話通訳事業について
問 手話通訳事業について、次の点について伺う。

1、6月6日に聴覚障害者の方より、手話通訳士の設置要望書が町長に提出されたが、どのように検討したのか。
2、町内の聴覚障害者の方に手話通訳士設置の必要性について、ヒアリングを行ったのか。

町長 1、障害者自立支援法成立後の政令等や国庫補助基準などを検討し、具体的な内容を定めた。
2、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保や、あらゆる差別撤廃・人権尊重都市宣言の理念を推進する上でも、必要性を十分認識している。

アスベスト（石綿）問題について
問 町の公共施設等でアスベスト使用調査は実施したのか。また、町内の大型民間施設でも同様な調査は行われたのか伺う。

町長 対応については行政報告で報告したとおりである。大型民間施設については、対象となる会社に打診したところ、会社として調査・対応していくと聞いている。

問 避難場所にプリミエール酒々井を追加してはどうか

答 検討していきたい

平澤昭敏 議員

問 避難場所に指定されている町体育館は老朽化に伴い危険である。一方、避難場所に指定されていないプリミエール酒々井は建物も新しく、避難場所として利用できるのではないか。
災害はいつ起こるかわからないので、町民が安心して暮らせるまちづくりのために、避難場所の見直しと、新たにプリミエール酒々井を指定することについて、町の考えを伺う。

町長 現在、避難場所として学校施設や公園などの公共施設を指定しているが、今後、人口分布や避難場所周辺の防災環境の変化に応じて、避難場所の見直しについて検討していきたい。



町体育館

通学合宿について
問 子どもたちが共同生活により、仲間と協力しあい自分たちの力で生活体験をしながら通学する「通学合宿」を行う自治体が増えている。核家族化・少子化が進む中、生活能力を高め、お互いの立場を理解し、地域全体で子どもを育み、環境整備を推進できるなどの効果が得られると考えるが、この取り組みについて、町の考えを伺う。

教育長 通学合宿は異年齢の子どもたちが、親元を離れ地域の施設で寝食をともにし学校に通う活動であり、子どもたちにとっては子ども同士の共同生活を通して自主性、協調性を育み、日常では経験できない生活体験を積む場となり、親にとつては、新たな角度から家庭教育について考える機会となる。

さらに、地域の方々はその生活体験にかかわることにより、地域とのつながりを更に深めることのできる大変有意義な事業であると認識している。

今後、実践上での安全・衛生管理並びに施設や地域の実情などを含め、検討していきたいと考えている。

問 町長の責任の取り方について再考すべきではないか

答 与えられた任期の中で最大限努力していく

菊地 宏 議員

問 この町の運命を決めかねる佐倉市との合併問題を提案しながら、住民投票によって否定されるや、曖昧な答弁で身を守ろうとする態度は断じて受け入れることが出来ない。6月議会でも佐倉市との合併の方針を進めてきた町長の責任について質問したが曖昧な答弁であった。再度、町長の身の処し方について伺う。

がつている中、いわゆる町民公募債の発行は考えられないのか。

町長 必要性は十分認識しているが、多大な費用がかかることから、国の補助事業等を利用することが不可欠であり、可能な限り地方債を充当しようと考えている。今後、町実施計画への位置付けと併せて、JRの意向を聞きながら更に事業手法等を検討したい。

建設課長 概算で自由通路にエレベーター2機、駅構内にエスカレーター2機としたところ合計2億円程度となる。

町長 6月議会と基本的に考えは変わっていない。町政の安定と町民福祉の向上、さらには新たな町の発展を目指すためには、財政基盤の確立が最重要課題である。そこで、酒々井IC早期着工と南部地区産業団地事業化に向け、与えられた任期の中で最大限の努力をすることが、私に課せられた課題であり、また責任であると認識している。

財政課長 町民公募債については、今後発行条件等を研究したい。

JR酒々井駅エレベーター等について

土曜日の窓口開設について

問 JR酒々井駅エレベーター（あるいはエスカレーター）設置事業は、町行政の中でどのような位置付けなのか。

町長 現在、戸籍関係や税務関係の郵便による交付請求のほか、電話予約による土・日曜日等の住民票交付サービスを実施している。こうしたサービスの周知を図り、需要の高まりを見極めながら検討していきたいと考えている。

また、正確な金額は計算していないとしても、概算で総工費はどの位になるのか。さらに、国・県の補助が下

問 行政改革における行政改革推進委員会の役割は

答 助言をいただき行政改革を推進している

永井 勝 議員

問 6月議会でも質問したが、町行政改革のための特別な組織について、次の点を伺う。

総務課長 2、今後、地域の方と懇談しながら協議を進めていきたい。

1、役場内外の組織の再検討について、行政改革推進委員会が設置され、具体的な項目について既に取り組みを行っているという答弁であったが、その詳細について。

町の将来計画について

2、私から提案した区会・自治会制度の見直しについて、参考として検討していきたいと答弁しているが、その進捗状況について。

町長 11月の町長選挙の結果如何では、町将来計画についても変化があるべきものと考えている。町民が住民投票によって自立の道を選択した際に、町長より自立に際しての決意を述べていたが、今議会をもって勇退する町長にとって、町将来計画の青写真及びその施策について、次期町長に何を引き継いでもらいたいと考えているのか伺う。

町長 1、行政改革推進委員会では、国の指針に示されている事務事業の見直し、組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化、人材の育成・確保、財源の健全化など、行政改革に関する各種の取り組みについて、委員から必要な助言をいただいております。今後、助言等をいただきながら、行政改革を推進し、効率的な行政体制を確立したい。

2、さらに研究・検討していきたい。

問 AED(自動体外式除細動器)の設置を検討しては

答 調査・研究すると同時にPRに努めたい

江澤眞一 議員

問 緊急時の応急手当について、次の点を伺う。

1、平成16年7月より、AED(自動体外式除細動器)を一般の人が使用できるようになった。心臓が停止した際の応急手当では、救急自動車着くまでの間に適切な処置を行うことが人命救助につながると思われる。

以前、町職員を対象に心臓マッサージ、人工呼吸等の講習を行ったと聞いているが、当町のAEDの使用をどのように考えるか。

2、公共施設(公民館、プリミエール酒々井、墨コミュニティプラザ)など、多くの町民が集まる場所に特に設置が必要と思われるが如何か。

町長 当町では、平成14年に全職員を対象に上級救命講習を実施したところである。突然の心停止状態に陥った際に、心臓に電気ショック(通電)を一分一秒でも早く与えることが、人命を救うことにつながるものと考えている。

町民が多く集まる場所に特にAEDが必要であると考え、人命に係ることであることから、使用方法等専門

的な講習が必要であり、佐倉市八街市酒々井町消防組合と連携を図り、調査・研究を行っていききたい。

また、講習・研修を機会あることに受けると同時に、多くの人に知識をもってもらえるようPRし、普及に努めていきたい。



AED(自動体外式除細動器)

問 駅前町の町有財産を活かせないか

答 有効的な利用を考えていきたい

原 義明 議員

問 自立を選択した当町も行財政において問題は山積みである。何の事務・事業を削って質の良い財政運営を推進するのかなど、いわばどう選択するかの時代である。

こうした中、とりわけ休眠している町有財産を放置しておくことは大変なロスである。また、中心市街地活性化も具体的な施策がされていない現状でもあり、今までと全く違った目線で思い切った方策を講じなければならぬ。

そこで、駅周辺の町有財産を放置することなく、中心市街地再生に活かせる方策を推進してみてもどうか。

中心市街地再生のためにも、町有財産の活用は大きなメリットがあると考えられることから、具体的な項目について次の点を伺う。

1、中心市街地再生に向けての、現在の具体的推進策及び方向性について。
2、町有財産を住民に売却、又は貸し出しの意向があるのか。また、町有財産の状況について。

3、今後、行政として具体的な町有財産の活用について。

町長
1、JR酒々井駅西口用地は、駅前広場用地の一部として利用するため取得したもので、将来バスロータリー等として計画し、既に県公安委員会等と協議を行っている。

京成酒々井駅西口用地は、駅周辺整備地域づくり推進事業を行った際、確保したものである。

今後の周辺土地利用を見据え、町施設用地や公共事業等代替地としての必要性を考慮したうえで、土地の有効利用を考えていきたい。

2、普通財産の活用可能性の有無、また行政目的からみて比較的活用度の低い行政財産の調査など、今年度中を目的に整理し、その上で町としていかに管理していくのかを再検討しているところである。なお、町有財産は決算書に掲載してあるので、参照していただきたい。

3、まずは有効利用が図れるよう努力し、町民や民間企業等から有効利用の提案があれば、積極的に検討していきたい。

問 現在の生産者米価をどう考えているのか

答 大変憂慮すべきものと考えている

竹尾忠雄 議員

問 生産者米価暴落で、生産費を5,000円から7,000円も割っている状態では米づくりが成り立たないと思うが、町長はどのように考えるか。

町長 生産者米価は現実的には市場原理により価格が形成されていくものと考えているが、昨年来の米価の下落は生産者の立場を考えると、大変憂慮すべきものと受けとめている。

南部開発（飯積工業団地）について

問 南部地区について、次の点を伺う。
1、日本最大級のショッピング・モール（年間来客者2,000万人）が進出するというが、町民生活への影響と不安を解決するため、住民説明会を開催すべきと考えるが如何か。
2、都市再生機構による区画整理事業だが、用地買収から10年経過し土地所有者の同意を得るよう事業主に申し入れるべきと考えるが如何か。

町長 1、土地区画整理事業及び進出予定事業者による開発で決まっていない部分が多々あるため、事業の進捗状況にあわせてお知らせしていく。

問 介護保険制度の見直しの概要は

答 予防重視型システムへの転換などである

地福美枝子 議員

問 介護保険法等の一部改正により、介護保険制度が一部見直されることとなった。そこで次の点について伺う。

1、今回の制度見直しで何がどのように変わったのか。概要について伺う。
2、低所得者への援助はあるものの利用者への負担が増えていると思われるが、見直しによる利用者への負担などの影響について。

町長

1、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上、負担のあり方・制度運営の見直し等である。

2、費用負担としては低所得の方にはより一層配慮する一方、負担能力のある方には適切に負担いただくこととなる。サービス利用としては、より適切なメニューを選択することができるようになる。

福祉課長

1、軽度の要介護者向けの「新予防給付」と、もう少し元気な高齢者を対象に「地域支援事業」を導入する。

2、在宅と施設の間で負担を公平にするため、施設の給付が見直される。

ふれ愛タクシーについて

問 ふれ愛タクシーは利用者が増えていくと聞いている。より利用者にとって使いやすいシステムにしていくことが重要であると考えている。さらに多くの人に利用され、町外の方や登録していない町民のため、手続きの工夫等が必要ではないか。町の考えを伺う。

町長 今後、運行主体である社会福祉協議会と連携し、登録方法の見直しや工夫など、利用しやすい環境づくりに努めていきたい。

憲法9条改正について

問 現在の憲法9条は戦争の歯止めになつていてと考える。これを変えることは、日本の平和や世界の平和にとって重要な問題である。戦争を体験した町長としてどのように考えるか。

町長 憲法の基本理念に関わることから、幅広い国民的議論を通じて検討されていくことが重要だと考える。

問 町が発展できるように国などに要望しているのか

答 真の地方分権推進のため地方6団体を通じ要望している

岩澤 正 議員

問 町長の政治姿勢について、次の点を伺う。

1、例年であれば11月頃に新年度予算編成方針が出されるが、今年は何町長が12月に誕生するため、方針を出すことが非常に難しいだろう。

今の国の制度では、国や県の財政状況に市町村が左右されるため、新年度予算編成にあたり、町の事情や状況をどう伝えていくかが重要となる。そこで誰が新町長になっても町が発展できるよう、国や県にどのような要求をしているか伺う。

2、新地方行革指針では、歳出の削減等を要求しており、住民サービスの低下や負担増を招きかねないと考えられるが、町はこの指針についてどのように考えてきたか。

町長 1、国に対しては、これからの予算編成過程において地方6団体を通じ、地方の自由度・裁量度を高め、真の地方分権改革の実現につながっていく予算が編成できるよう要望していく。県に対しては、県道の改良工事

及び「分権新時代・市町村総合補助金」の存続等、広域行政にかかる事業の充実強化が図られるよう、町村会等を通じて要望している。

2、「集中改革プラン」の公表が新しい位置付けとなっている。これは事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進などの取り組みを住民にわかりやすく明示した計画であり、本年度中に公表することとなっている。したがって新しい行政改革大綱の策定あるいは見直しが必要となってくるが、総務省指針を研究し、行政改革推進委員会等の意見を伺い、さらに検討していく。

まちづくりについて

問 町民との協働によるまちづくりとはこういうものだと提案して、こうあるべきと打ち出してほしい。今後、まちづくりに町民がどう参加できるのか、仕組みづくりが必要だと考えるが、町の考えを伺う。

町長 協働事業の可能性の検討や具体的な推進方策などを研究するための序内組織の立ち上げを検討していきたい。

問 町民体育祭の見直しを検討すべきではないか

答 改善に努めるとともに隔年開催や廃止も視野に検討していく

秋本和仁 議員

問 プライマリー・バランス（基礎的財政収支）は、数年先の見通しとして、更なる歳出削減等を要求する厳しいものなのか。また、町民体育祭の見直しが検討されてしかるべきではないか。

町長 町財政健全化緊急対策計画に沿って、財政の健全化と住民福祉の安定化を目指していく。町民体育祭は気軽に参加できるように改善に努めているが、完全自由参加型への移行や隔年開催・廃止も視野に検討していきたい。

住民検診の見直しについて

問 厳しい行財政運営となる中、住民検診の効用と費用負担について伺う。

1、胸部X線撮影や大腸がん検診は、早期疾病発見の効果があるのか。

2、受益者負担の原則から、住民検診も一部有料化すべきではないか。

町長

1、健康に対し関心が高まっており、効果もあると考えていることから、今後も継続していきたい。

2、既に実施している市町村の状況を把握し、検討していきたい。

道路交通の改良状況等について

問 限られた財源のもと、改善された道路で更に改良を施すべき箇所はあるのか。また、住宅地を抜ける道路では交通者のマナー向上が第一義的に重要であるが、如何認識しているのか。

町長 幹線街道を中心に改良・拡幅事業を計画的に整備し、一般街道についてもできる限り計画的に整備している。運転者のマナーは安全で快適なそしてゆとりのある交通に心がけて頂けるよう関係機関と啓発に努めたい。

投資教育の重要性について

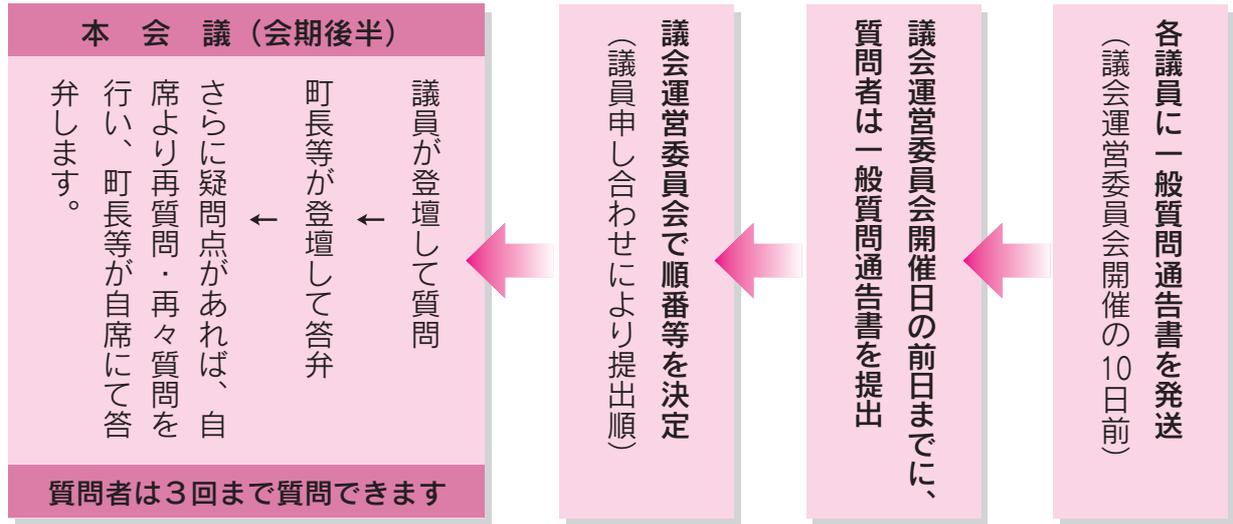
問 現代資本主義の核心である「資本の全世界的な自由なる移動」を教育を通して、児童・生徒に理解させる有効な方法が、市場経済の具体的あり様を念頭において、米国では活発な投資教育であるが、如何認識しているのか。

教育長

金融教育は他の分野の学習と同様に重要な分野であると認識している。中学校社会科公民分野において学習するほか、総合的な学習の時間でも取り組みを行っている。今後も金融教育のみならず、広く経済学習が進められていくものと考えている。

一般質問の流れ

一般質問は議会だよりの中でも多くの紙面を割いて掲載しています。ここでは、当町の一般質問の流れを紹介します。



その他の質問

木村 亨 議員

- ・福祉事業について
- ・財政問題について

引地修一 議員

- ・住基ネット等について

平澤昭敏 議員

- ・町長在任8年間の実績と今後の展望について

菊地 宏 議員

- ・町政の具体的な懸案事項について
- ・町全体を活性化させる「協働事業の可能性」の現状について

江澤眞一 議員

- ・酒々井ちびっこ天国について

竹尾忠雄 議員

- ・残土問題について
- ・中川河川水害対策について

地福美枝子 議員

- ・ふれ愛タクシーについて



議員自治研修会 に参加

10月14日本埜村ふれあいプラザにおいて、印旛郡町村議会議長会主催による印旛郡町村議会議員自治研修会が開催されました。

印旛郡内4町村の議員が一同に集まり研修が行われ、中央大学法学部教授であり、(財)地方自治総合研究所理事・主任研究員でもある辻山幸宣教授より「これからの地方自治」(合併時代を超えて)と題し、先の総選挙で問われたものは何か、から始まり、合併による諸問題やこれからの地方自治で大切なことなどについて講演がありました。

「しすいふれ愛タクシー」 神奈川県の町村議会議長 6名が視察

9月30日に神奈川県町村議会議長会「やまなみブロック」の議長6名が、当町のふれ愛タクシー事業について視察するため来町しました。車両配車システムなど熱心に視察されました。



また、当日は研修会に先立ち、地方自治振興の一助として顕著な功績があった自治功労者の表彰が行われ、当町より2名の議員が受賞されました。

自治功労者

森本 一美 議員



竹尾 忠雄 議員



議会だよりでは、よりわかりやすく、読みやすい紙面を目指しています。その一環として「議会のしぐみ」や「議会のことば」などを随時、紹介していきます。その場合は、「議員のことば」の、「請願」について紹介をします。

請願

請願は、住民の代表機関である議会に、請願を通じて住民意思を反映させることが目的となっており、対象となる事項は、国や地方公共団体の事務に関するすべての事項となります。請願権は、国民の基本的権利の一つとして保障されたものであり、どなたでも提出することができます。

- 議会に請願を提出する際には、必ず一人以上の議員の紹介が必要となるなど、次の要件を満たした請願が議会で審査されます。
- ① 請願の件名
 - ② 請願の要旨及び請願事項
 - ③ 請願者の住所・氏名及び押印 (法人はその所在地及び代表者名)
 - ④ 紹介議員 (1名以上の署名または記名押印)

《請願書の書式例》

〇〇〇〇〇に関する請願書

紹介議員 ○ ○ ○ ○ 印

請願の要旨

請願事項

1

2

地方自治法第124条の規定により、上記の請願書を提出します。

平成 年 月 日

酒々井町議会議長 ○ ○ ○ ○ 殿

請願者

住所 ○ ○ ○ 県 ○ ○ ○ 郡 ○ ○ ○ 町 ○ ○ ○ 1-1

氏名 ○ ○ ○ ○ 印

請願事項が複数の場合、それぞれ分けて記入してください。

法人の場合は、法人の名称・代表者氏名・法人印となります。

12月定例会のお知らせ

請願の審査

提出された請願は、当町議会の場合、議長から所管の常任委員会に付託されます。そこで詳細を審査し、その意見を参考に最終的には議員全員で結論を出すこととなります。

請願は原則として「採択」もしくは「不採択」と結論が出され

ます。結論の出された請願は、議長名で、文書により提出者に審査結果が報告されます。

次の定例会は12月中旬以降に開会する予定となっております。

会期の概要は、12月12日の議会運営委員会にて決まります。会期などについては、議会運営委員会の開催日以降、議会事務局までお問い合わせください。

なお、会期の概要が決定したら、町議会のホームページやポスターでもお知らせしていきますので、ご覧ください。

皆様の傍聴をお待ちしています。

詳しくは議会事務局まで。

TEL 496-1171
(内線251, 252)